

第1部

川崎市の民間保育所の 認可・運営基準について

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

川崎市で民間保育所を運営する場合には、

- ・ 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
(以下「認可基準条例」という。)

- ・ 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(以下「運営基準条例」という。)

- ・ 川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱
(以下「取扱要綱」という。)

に基づき、運営していただく必要があります。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

① 利用定員について

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として、認可定員の範囲内で定めることとされておりますが、その設定にあたっては、運営基準条例第4条に下限人数と利用定員を定める区分が規定されており、その他、同条例第22条及び取扱要綱第2条に、次のとおり定員の遵守及び弾力化等について規定されております。

本市における保育の実施にあたっては、あらかじめ定めた利用定員及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とするが、認可基準条例に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、定員の弾力化を図ってよいものとする。

ただし、定員の弾力化は概ね125%までとし、125%を超える場合には、定員を増員するよう指導するものとし、連続する過去2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%の場合にも、定員を増員するよう指導するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

② 設備の基準について

設備の基準については、認可基準条例第45条に次のとおり規定されております。

- 乳児又は1歳児を入所させる場合には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は1歳児1人につき、3.3㎡以上とすること。
- 2歳以上児を入所させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所を設けること。
- 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上児1人につき、1.98㎡以上とし、屋外遊戯場の面積は、2歳以上児1人につき、3.3㎡以上とすること。
- 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具を備えること。
- 保育室等を2階以上に設ける場合には、建築基準法上の耐火建築物であること、二方向避難等が確保されていること、乳幼児の転落事故防止設備が設けられていること等の要件が具備されていること。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

③ 職員の配置について（配置が必要な職員等）

職員の配置については、認可基準条例第47条及び取扱要綱第5条に定めがあるほか、同条例附則第6項～第10項等により、当分の間、保育士配置に係る特例が設けられております。

●本市の保育所には、保育士、嘱託医、調理員、施設長を置くこと

●施設長は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という。）に定める施設長の要件を満たす者とし、利用定員が60人未満の施設にあっては、併せて保育士資格を有する者とする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

③ 職員の配置について（国基準／年齢別配置基準）

●保育士の数は、乳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人、3歳児15人につき1人、4・5歳児25人につき1人以上とし、保育所につき2人を下回らないこと。ただし、1歳児について、配置基準の改善を行う場合には、5人につき1人の配置として算定するものとする。

認可基準条例附則2項の規定により、保育士の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、旧配置基準を適用してもよい。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
定員・実員	6	12	12	20	40	90
年齢別配置基準	$6 \div 3 = 2$	$12 \div 5 = 2.4$ ↑1歳児配置改善加算あり $12 \div 6 = 2$ ↑1歳児配置改善加算なし	$12 \div 6 = 2$	$20 \div 15 = 1.3$ ↑3歳児配置改善加算あり $20 \div 20 = 1$ ↑3歳児配置改善加算なし	$40 \div 25 = 1.6$ ↑4歳以上児配置改善加算あり $40 \div 30 = 1.3$ ↑4歳以上児配置改善加算なし	$2 + 2.4 + 2 + 1.3 + 1.6 = 9.3$ 9 ↑加算あり $2 + 2 + 2 + 1 + 1.3 = 8.3$ 8 ↑加算なし

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

③ 職員の配置について（国基準／年齢別配置基準）

●保育士の数の算定方法と配置は、年齢別の実員を各職員配置基準で除して、小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで求めて得た数を合算した後に小数点以下を四捨五入して得られる数とし、その配置は常勤とする。

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
定員	3	12	15	30	60
実員	2	13	11	25	53
年齢別配置基準	↓ $3 \div 3 = 1$	↓ $12 \div 6 = 2$	↓ $15 \div 15 = 1$	↓ $30 \div 25 = 1.2$	$1 + 2 + 1 + 1.2 = 5.2$
上段 定員に基づく配置数			$11 \div 15 =$	$25 \div 25 = 1$	$0.6 + 2.1 + 0.7 + 1 = 4.4$
下段 実員に基づく配置数	$2 \div 3 = 0.6$	$13 \div 6 = 2.1$	0.7		⇒ 5 4

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

③ 職員の配置について（国基準／その他）

- 年齢別配置基準に加え、次のとおり保育士を常勤または留意事項通知に定める常勤換算値により配置するものとする。

【その他（以下、「その他国基準保育士」という。）】

保育標準時間認定の 子どもが利用する施設 1人	利用定員が 90人以下の施設 1人	主任保育士を主任業務に 専任させるための給付上の 加算を受ける施設 1人 (代替保育士分として)	専任の保育士を増員することで キャリアを積んだ チームリーダーの位置付け等 チーム保育体制を整備するための 給付上の加算 (以下、「チーム保育推進加算」という。) を受ける施設 利用定員120人以下の施設 1人 利用定員121人以上の施設 2人まで
--	------------------------------------	---	--

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

③ 職員の配置について（市加配）

●さらに、市の加配のための休憩休息保育士として、（当面の間は）年齢別の利用定員または実員を年齢別配置基準で除して小数点第2以下を切捨て小数点第1位までを求めて得た数を合計した後、小数点以下を四捨五入して得られる数で、利用定員または実員に係る当該数のいずれが多い方の数を4で除して小数点第1位を切上げて得られる数を、また、年休代替保育士として、各施設1人を常勤にて配置するよう努めるものとする。

3歳児配置改善加算 ありで算出	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計	休憩休息保育士 5÷4=1.25↓ 2
定員	3	12	15	30	60	
実員	2	9	13	25	53	
年齢別 配置基準	↓ 3÷3= 1 2÷3= 0.6	↓ 12÷6= 2 9÷6= 1.5	↓ 15÷15= 1 13÷15= 0.8	↓ 30÷25= 1.2 25÷25= 1	1+2+1+1.2 = 5.2 5 0.6+1.5+0.8+1 = 3.9 4	

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

③ 職員の配置について（調理員）

●本市における調理員の数は定員区分に応じて、次のとおり配置するものとする。

定員区分	国基準	市加配	合計
40人以下	1人	なし	1人
41人以上 60人以下	2人	なし	2人
61人以上 150人以下	2人	1人	3人
151人以上 239人以下	3人 (うち1人は非常勤)	2人	5人
240人以上	3人 (うち1人は非常勤)	3人	6人

調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないようにするものとする。

③ 職員の配置について（その他）

- 本市の保育所における嘱託医は、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。
- 本市の保育所にあっては、前述のほか、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護師等」という。）を各施設1人と栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。その際、看護師等が認可基準条例附則第6項に該当しない場合は、その他国基準保育士あるいは市加配保育士として、看護師等を1人まで保育士として数え、国及び市の加配調理員として、栄養士人数分を数えることができるものとする。

④ 障害児保育について

障害児保育については、取扱要綱第6条に次のとおり規定されております。

- 本市の保育所にあつては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。
- その受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定する。
- 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では受入れ困難な場合には、職員の加配を行うものとする。

⑤ 開所日・開所時間等について

開所日・開所時間等については、認可基準条例第48条に次のとおり定めがあるほか、取扱要綱第7条及び第8条に詳細に規定されております。

- 本市の保育所の開所日は、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日を原則とする。ただし、土曜の保育については、1人でも利用希望がある場合には開所するものとし、1人も利用希望がない場合には開所を要しないものとする。
- 土曜保育の実施にあたっては、あらかじめ利用者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施が図られるように努めるものとする。

⑤ 開所日・開所時間等について

- 本市の保育所の開所時間は、11時間を原則とし、7時～18時又は7時30分～18時30分のいずれかとする。
- 保育所ごとに、短時間認定の児童を受入れる「中心となる8時間の保育時間（以下「コアタイム」という。）」を定めなければならないこととなっており、本市では、8時30分～16時30分と9時～17時のいずれかとする。
- 各入所児童の保育時間については、福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、標準時間認定の場合は11時間の開所時間の範囲内で、短時間認定の場合は8時間のコアタイムの範囲内で各施設長が定めるものとする。
- なお、ならし保育中の保育時間については、子どもが保育所の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くないよう配慮するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

⑥ 延長保育について

延長保育については、子ども・子育て支援法第59条第2号に定める「時間外保育」として位置づけがなされ、本市では、その取扱いについて、川崎市延長保育事業実施要綱に次のとおり詳細が規定されております。

●本市の民間保育所の延長保育時間は、開所時間の違いにより、原則、次のとおりとなる。

≪事例1≫

開所時間 7：00～18：00	延長保育時間 18：00～20：00
--------------------	-----------------------

≪事例2≫

延長保育時間 7：00～7：30	開所時間 7：30～18：30	延長保育時間 18：30～20：00
---------------------	--------------------	-----------------------

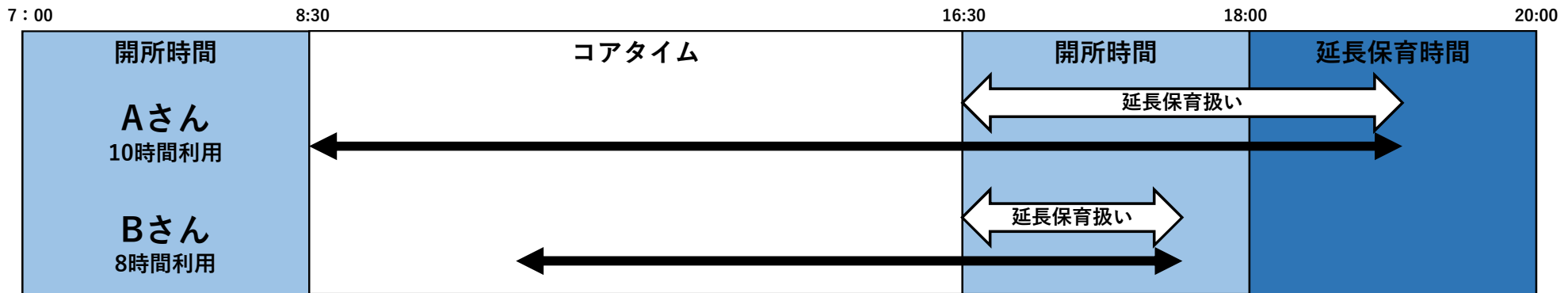
川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

⑥ 延長保育について

- 短時間認定児がコアタイムの時間外で保育を必要とする場合にも、延長保育扱いとなる。

<短時間認定児の延長保育イメージ>



- 具体的な延長保育の利用の可否及び延長時間の設定にあたっては、保育必要量の認定に関わらず、各利用者の就労や通勤の時間等を加味して、利用の可否と必要と認められる時間を施設長が判断し、決定するものとする。
- 延長保育時間の職員配置については、利用児童の年齢別の人数に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準（最低、保育士2人）によるものとするが、その雇用形態は、責任をもって対応できるものであれば、常勤職員に限らないものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

⑥ 延長保育について

- 延長保育料は、市が定める月額料金によるものとし、次のとおりとする。

延長保育時間	30分	1時間	1時間30分	2時間	※以降30分ごとに+1,000円とする。 ※生保世帯・市民税非課税世帯は免除とする。
延長保育料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	

- 延長保育のスポット利用（日単位の利用）については、施設によって実施可能とする。なお、その際のスポット利用料については、1日につき30分単位で500円をガイドラインとする。
- 延長保育時の補食等については、開所時間後の延長保育においては、提供することとし、開所時間前と短時間認定児の開所時間内の延長保育においては、提供を要さないものとする。なお、その提供に要する費用は実費徴収による（公立保育所においては、1,500円）ものとする。

⑦ 給食提供について

給食提供については、認可基準条例第14条に施設内調理や事前の献立作成等の定めがあるほか、取扱要綱第11条に次のとおり詳細に規定されております。

- 本市の民間保育所における給食は、3歳未満児に対しては、主食及び副食を提供するものとし、3歳以上児に対しては、主食及び副食又は副食を提供するものとする。ただし、平成27年度以降に開設した園においては、3歳以上児に対しても、必ず主食を提供するものとする。
- 子どもの発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食、除去食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。
- 除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。
- 献立の作成にあたっては、必要に応じて、市から提供する統一献立を参考とするものとする。
- 必ず事前に検食を実施するものとする。

⑧ 児童の健康管理について

児童の健康管理については、認可基準条例第15条に健康診断の定めがあるほか、取扱要綱第9条に、次のとおり詳細に規定されております。

- 本市の保育所にあつては、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、かつ、必要に応じて随時に、把握をするものとする。
- 本市においては、認可基準条例第15条第1項に規定する入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は、0・1歳児にあつては原則として2か月に1回、2歳以上児にあつては原則として6か月に1回実施するものとする。ただし、原則として定期の健康診断を行わない月であっても、嘱託医における保育所への出勤を受け、子どもの健康管理に係る助言・指導や、個別に健康状態等の確認が必要な子ども及び当該健康診断を行わない月に受診時期を分散した子どもに対する健康診断を実施するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

⑧ 児童の健康管理について

●入所した子ども全てに対して、入所時の健康診断及び定期の健康診断を実施する。定期の健康診断は、前項に規定する回数を実施するものとする。ただし、4月から6月のプールの実施前までに行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるよう努めるものとする。

※ その間に健診を1回も受けられなかった児童についても、日頃の保育を通じ、特にプールに入ることと問題がないと判断される場合は、原則プール可となる。プールのためだけに、嘱託医のクリニックに行って健診を受けさせることや、施設での健診を受けさせることは不要です。

●また、歯科健康診査を実施するものとする。

⑧ 児童の健康管理について

- 本市の保育所にあっては、投薬は原則行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。
 - 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、必要な措置を講じる。
 - ア 入所時の面接の際に、危険因子（養育者の喫煙、うつぶせ寝等）の有無について確認し、子どもの状況を把握する。人工乳（ミルク）はリスクが高い。
 - イ 保育室には、職員が必ず在室する。
 - ウ あおむけに寝かせ呼吸状態を定期的にチェックする。
 - エ 敷布団は固め、掛け物は顔にかからないようにし、掛けすぎ、温めすぎに注意する。
 - オ 異常発見時は、速やかに蘇生を行う。（職員全員が心肺蘇生術を身に付けておく。）
 - カ 睡眠時に寝返りをした場合は睡眠の妨げとならないよう仰向けにする。
- ※健康管理マニュアルを併せてご参照の上、ご対応ください。

⑨ 苦情への対応等について

苦情への対応等については、認可基準条例第20条に定めがあるほか、運営基準条例第30条と取扱要綱第16条に次のとおり詳細に規定されております。

- 本市の保育所にあつては、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとし、その体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。
- 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 苦情に関して、市が行う報告・提出・提示等の命令や設備等の検査に応じるとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 市から求めがあった場合には、その改善内容を報告するものとする。

⑩ 事故の防止と発生時の対応について

事故の防止と発生時の対応については、認可基準条例第22条に定めがあるほか、運営基準条例第32条と取扱要綱第12条に次のとおり規定されております。

- 本市の保育所にあつては、事故対応や事故防止のための指針整備、事故報告とその改善策の周知徹底体制整備、事故防止のための委員会開催と職員研修の定期的な実施などの事故防止のための措置を講じるものとする。
- 事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについては、市へも連絡及び報告を行うものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

⑩ 事故の防止と発生時の対応について

川崎市への 連絡・報告の基準	・ <u>医療機関に受診した場合は、軽微なもので1回限りの受診であっても事故報告書の提出が必要です</u> ・ <u>重大事故や抜け出し、置き去り、見失い、誤飲・誤食等については、川崎市へ速やかに連絡してください。</u> ・ <u>事故の検証が完了次第、速やかに事故報告書を提出してください。</u> ・ <u>事故の状況によっては、各区保育総合支援担当と保育第1課が現場に訪問をして、状況の確認や検証等をさせていただきます場合があります。</u>
	定義 運用
重大事故 ※国の様式で提出していただく場合がありますので、まずは川崎市へご連絡ください	・ 死亡事故 ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ※人工呼吸器を装着する処置を受ける場合やICUでの処置を受ける場合等を含み、意識不明の事故については、その後の経過状況を問わず提出が必要 ・ 重大事故の定義に該当する場合は、速やかに川崎市へ電話で報告してください ・ 今後の対応(報告様式の指定等含む具体的な対応)について、川崎市からの指示がありますので従ってください
通常事案・その他 ※市または事業者独自の様式で報告 ※市の様式を使用する場合はホームページから最新の様式をダウンロードしてください	・ 重大事故の定義に該当しない受診事案（通常事案） ・ 抜け出し、置き去り、見失い、誤飲・誤食等に該当する事案（その他） ・ 通常事案は原則として電話連絡は不要です。 ・ その他事案については必ず市へご一報ください。 ・ 受診が完了し、<u>事故の検証が完了次第、事故報告書(様式は任意)を提出してください</u> ・ <u>例外的に救急搬送やクレームに繋がる可能性のある事案等、川崎市と情報共有が必要だと判断する場合は、速やかに電話で報告してください</u>

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料1-1

⑪ 安全計画と業務継続計画の策定について

安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「認可基準条例」という。)第21条の3に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- 本市の保育所においては、児童の安全の確保を図るため、保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全計画を策定し、それに従い必要な措置を講じなければならない。
- 保育所の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

業務継続計画は、認可基準条例第12条に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- 保育所の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、それに従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めるものとする。

⑫ 運営規程と重要事項説明について

運営規程は、認可基準条例第17条第2項及び運営基準条例第20条に、その策定が規定されたものです。また、重要事項説明についても、運営基準条例第5条に基づき、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用者に行っておくことが規定されたものです。これらの内容、方法等の詳細は次のとおりです。

- 本市の保育所における運営規程の策定においては、別途配布する雛形を参考に、規程を策定するものとする。
- 重要事項の説明は、文書を交付して説明を行うものとし、保護者の同意を要するものとする。
- 本市の保育所における重要事項説明書の作成においては、運営規程同様、別途配布する雛形を参考に、説明書を作成するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

⑬ 上乗せ徴収・実費徴収の取扱いについて

上乗せ徴収及び実費徴収の取扱いについては、運営基準条例第13条及び附則第2項並びに取扱要綱第17条により、次のとおり規定されております。

- 上乗せ徴収については、市が定める最低基準及び上乗せ基準を超えて、さらに保育の質の向上を図るため、特に必要と認められる対価であって、公定価格及び市の加算額をもってもなお不足額がある場合に、例外的に認められるものとするが、その場合も、市への事前協議による承認を要するものとする。
- 実費徴収については、保育を提供する上で、便宜的に要する費用のうち、日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、3歳以上児の主食費・副食費など、保育所の利用において通常必要とされる費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものを行うことができるものとする。ただし、副食費については、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降（第1子・第2子ともに利用児童）は免除。また、徴収額は、月額4,500円を目安とする。

⑬ 上乗せ徴収・実費徴収の取扱いについて

- 上乗せ徴収・実費徴収を行った場合は、当該費用に係る領収証を保護者に交付するものとする。
- 上乗せ徴収・実費徴収を求める場合は、あらかじめ、当該費用の額と用途並びに支払を求める理由を、書面によって明らかにするとともに、保護者に説明をし、文書による同意を得るものとする。ただし、実費徴収に係る同意については、文書によることは要しないものとする。
- 上乗せ徴収・実費徴収の費用を保護者の選択によらずに一律に徴収しようとする場合には、保護者の様々な経済的状況に配慮した額に設定してください。

⑭ 会計及び経理処理について

会計及び経理処理については、運営基準条例第33条に保育事業と他事業に係る会計を区分するよう規定があるほか、取扱要綱第19条に次のとおり詳細に規定されております。

- 本市の民間保育所にあつては、運営基準条例第33条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分（以下「事業区分」という。）の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分（以下「拠点区分」という。）を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算書（当該収支計算又は損益計算に係る明細書・内訳表を含む。）及び貸借対照表を作成するものとする。
- 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、事業区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。
- 財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。
- 本市等から支給される子どものための教育・保育給付費等の用途については、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定めるところにより取扱うものとする。